

イギリスにおける議会委員会制度の研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15678

イギリスにおける議会委員会制度の研究

吉 田 善 明

Study of Parilamental Committee System in England

Yoshiaki Yoshida

(1)

本稿は立法論及び立法過程の比較法的・実証的研究の一貫として、イギリスにおける議会委員会制度を検討することにあつた。したがって、この研究は先に発表した「アメリカ合衆国議会における委員会制度の動態」(紀要第6号, 明大法制研究所)と同じ問題意識の上になつた比較法的研究とも結びつく。

(2)

まず、イギリスにおける常任委員会の組織権限について検討した。

イギリスにおける議会の中心立法院たる下院は全院委員会、常任委員会、特別委員会の3種の委員会の類型がある。そのうち、主要な委員会は全院委員会であつて、それには歳出委員会 (Committee of Supply) 及び歳入委員会 (Committee of Ways and Means) と称する財政措置に関する委員会と、公共法案 (Public Bill) に関する委員会とがある。

ある法律案が第二読会を終了すると、議院が別段の定めをするほかは、議長がその法案を本会議か、あるいは委員会かのいずれかに提出する。その場合、決定の基準が明確に定まっていないので、George Galloway氏は Congress and Parliament において、一応整理し

て、下の各号に掲げる公共法律案の外は「階上」この場合は委員会をさす)に送られるという。

(1) 課税法律案又は暫定予算支出法案 (Consolidated Fund Bill), 歳出予算法案 (Appropriation Bill) 及び暫定命令 (Provisional Order) を追認する法案

(2) 議院が全院委員会又は特別委員会もしくは合同委員会に付託する法律案

(3) 憲法上、重要性を有する第一級の法律案

(4) 急速に通過させる必要のある一切の法律案

(5) 委員会における詳細な検討を要しない「章」の法律案など。

換言すれば、以上列举された以外の法律案が常任委員会に付託されるのである。

常任委員会はアメリカにおけるように、初めから管轄権が決められているのではなく、スコットランド選出議員全員の他に10ないし15名の議員を含むスコットランド法案に関する常任委員会を除いては、五つの常任委員会が存在し、しかも各委員会はアルファベット文字を使用し、A. B. C. D及びEと呼ばれる。またその委員は選考委員会によって任命される。各常任委員会の定足数は15名である。議長は各常任委員会の委員長候補団 (Chairmans Panel) から、委員長を任命し、また委員長を時々、交代させることができる。この点、委員としての Seniority System が委員長を決定する

アメリカの慣例とは異なっているし、またわが国の場合とも異なる。

(3)

ここで、イギリスにおける常任委員会制度とアメリカにおけるそれとを比較すると、両者とも、立法過程の一機関でありながら全く異なる。まず第一は、イギリス下院の有する常任委員会がわずか五つであって、委員も常に異動があり、特別な権限を有しないのに対し、アメリカの国会では多数(34)の常任委員会があって、委員選出も Seniority System を採択していることから、構成メンバーにも永続性があり、しかも、権限も明確である。第二は、イギリスの議会では本会議中心主義なので、委員会は立法の細目を仕上げるために使用するのに対し、アメリカ(わが国もそうであるが)では、委員会中心主義なので、常任委員会が方針や細目について完全に審議してから、本会議に送り成立させる方式をとる。第三は、イギリスでは、幹部が常任委員会を統制しているが、アメリカでは、これらの委員会は、事実上、自主的、自治的である。ただ委員の当初の任命については幹部が大きな勢力を占めているので、この点ではイギリスのそれと類似する、

(4)

イギリスでは、統治機構において議院内閣制を採用し、議事手続において、本会議中心主義を採用している。これに対して、アメリカでは大統領制、すなわち、執行府と立法府の権限の分離、独立制度を採用しながら、委員会中心主義を採用している。そして、両国家とも、それぞれの機能を発揮しながら、一応健全な発展を遂げている(もちろん、健全なものでないとして、改革を主張している学者もいるが、ex. George Galloway)。わが国では、イギリス型の議院内閣制にアメリカ型の常任委員会制を採択した。その制度の採択による結果は、(1)本会議を全く無力化し、(2)政府と委員会との工作が、けっきょく、官僚制の助長に奉仕し、(3)委員会自体が行政府に追従するという現象がみられる。また、(4)委員会は小人数であることから、委員の私利私欲に陥った利益法案の提出もめだってきている。この現象は、委員会の組織、権能の不備・欠陥からくるとは一概に断言することはできないにしても、今後、これらの研究の成果を基礎にして再検討していかなければならない。